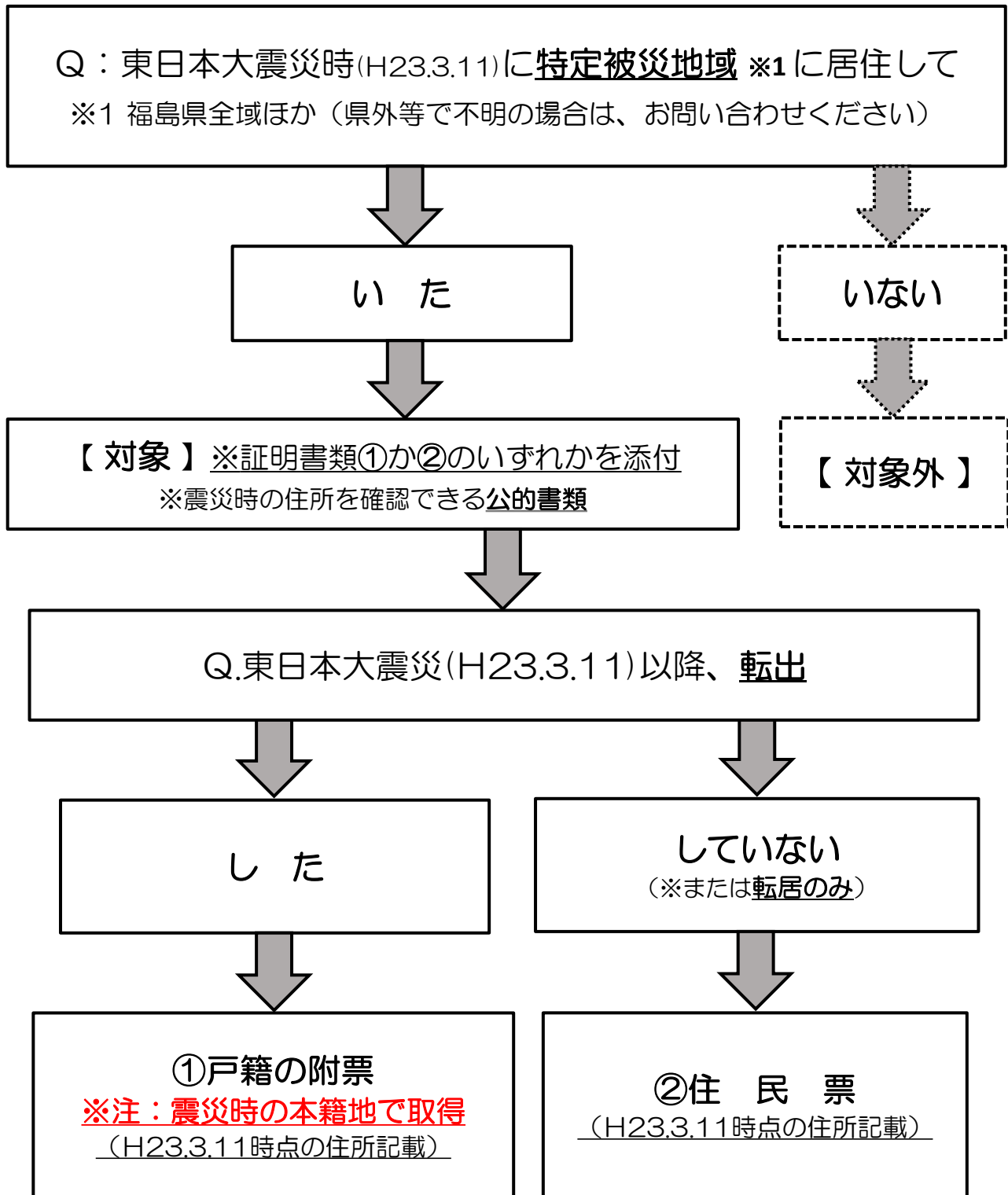


### 38条【特定被災地域に居住していたことを証する資料について】



①・②証明書類は、原本確認後、返却します。

※外国人等の場合も同様に、震災時の住所を確認できる公的書類が必要となります。

※震災時にすでに就業されている被災者の方については、労働者名簿で確認します。

**※必ず、震災時の住所が証明できる書類を取得してください。**